

道路に面する 危険なブロック塀等の撤去 費用を助成します

危険ブロック塀等撤去費補助金

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保のため、道路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去工事費の一部を助成します。

対象となるブロック塀等

市内にある道路に面する、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀で、市職員による調査の結果、危険であると判定されたもの

補助基本額

次の①、②のうち低い額（上限額は12万円）

①対象工事費の1/2

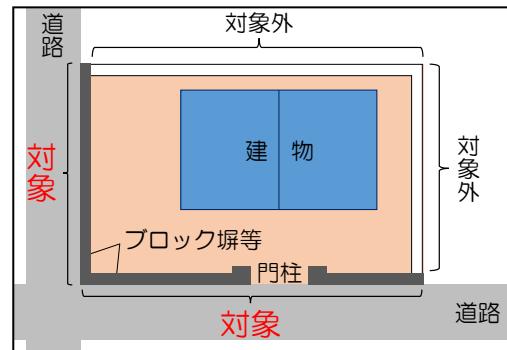
②撤去するブロック塀等の長さ（m）×1万円×1/2

補助対象者

対象となるブロック塀等の所有者又は相続関係者等

事前相談

・補助要件等の確認を行うため、申請前に市との協議をお願いします。



【その他・注意事項】

- ・補助金交付決定前に契約・工事着手している場合は、対象となりません。
- ・予算額に達した場合は、その時点で補助金の交付申請の受付を終了します。
- ・同一敷地につき、1回限りの交付となります。
- ・ブロック塀等の撤去後に新たに塀を建築する場合は、建築基準法その他関係法令に適合させるとともに、適切に維持管理を行って下さい。

申請先（お問合せ先）

久留米市 都市建設部 建築指導課（計画啓発チーム）

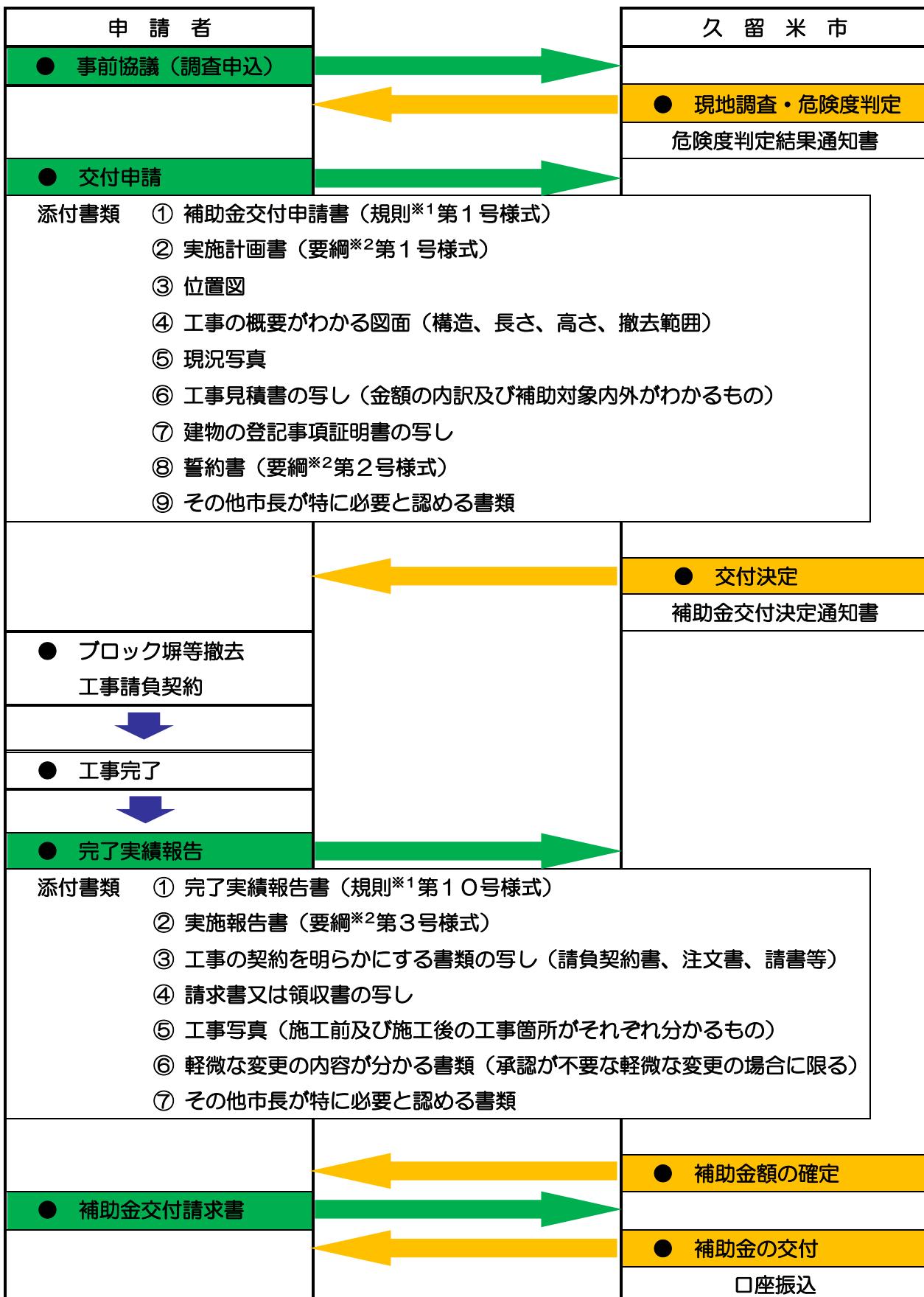
〒830-8520 久留米市城南町15-3（本庁舎13階）

TEL：0942-30-9241

FAX：0942-30-9743

ホームページ：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

久留米市危険ブロック塀等撤去費補助金 交付手続きフロー



※1 規則…久留米市補助金等交付規則

※2 要綱…久留米市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱